

津市入札等監視委員会設置要綱

平成18年8月14日

改正 平成20年3月31日

(設置)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、本市が発注する建設工事等（津市建設工事等入札参加資格審査委員会設置要綱（平成18年津市訓第3号）第1条に規定する津市建設工事等入札参加資格審査委員会の審査に付されたものに限る以下同じ。）について、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を高めるとともに公正な競争性を確保するため、津市入札等監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 本市が発注した建設工事等に係る入札及び契約手続の運用状況等に関する報告の聴取に関すること。
- (2) 本市が発注した建設工事等のうち委員会が指定したものに係る一般競争入札参加資格の設定の経緯、指名競争入札に係る指名の経緯等についての審議に関すること。
- (3) 本市が発注した建設工事等の入札及び契約手続に係る再苦情の申立て（津市建設工事等に係る入札及び契約に関する苦情処理要領（平成18年8月21日施行）第6条第1項の規定による再苦情の申立てをいい、以下「再苦情の申立て」という。）についての審議に関すること。

2 委員会は、前項第1号に規定する報告の内容又は同項第2号に規定する審議に係る一般競争入札参加資格の設定の経緯、指名競争入札に係る指名の経緯等に関し、不適切である点又は改善すべき点があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

3 前項に規定するもののほか、委員会は、本市の入札及び契約手続について市長に意見を述べることができる。

(構成)

第3条 委員会は、委員5人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長のあらかじめ指名する委員が、その職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、第2条第1項第1号及び第2号に掲げる事項に係るものにあつては毎年度2回以上、同項第3号に掲げる事項に係るものにあつては必要に応じて開催するものとする。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者等を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(再苦情の処理)

第8条 委員会は、市長に対する再苦情の申立てがあつた場合において、市長から意見を求められたときは、当該意見を求められた日から起算して60日以内に、市長に対し、当該再苦情の申立てに係る意見書を提出するものとする。

(委員の除斥)

第9条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある事件については、審議に参加することができない。

(意見の公表)

第10条 市長は、第2条第2項及び第3項の規定による意見の内容並びに第8条の意見書を公表するものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務部調達契約課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年8月21日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを招集する。

附 則 (平成20年3月31日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。